平成２４年（フ）第１２号
秋田県能代市能代町字中川原26番地863金田貸家３号
債務者　渋谷加奈子
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（フ）第２５２号
福島県伊達市片町20番地10、従前の住所福島県伊達郡桑折町大字松原字堂ノ前９番地の２
債務者　関根　　勉
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第１４号
茨城県神栖市太田683番地106　サンコーポ波崎Ａ―102
債務者　野口　美夏
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第１８号
茨城県行方市麻生978番地２
債務者　中田　三恵
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第３２号
群馬県桐生市境野町３丁目1380番地の１
債務者　秋重精一郎（旧姓割田）
1　決定年月日時　平成24年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第１１０号
千葉県浦安市堀江５丁目３番16号　アーバンコーポラス202
債務者　鈴木　　純
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３１９号
千葉市緑区あすみが丘９丁目46番地33
債務者　林　　雄太
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３４７号
千葉市中央区大巌寺町340番地２　コスモ大巌寺203号
債務者　水野　智美
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４６５号
千葉県船橋市芝山１丁目40番５棟303号
債務者　佐野　定之
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４７７号
千葉県浦安市東野２丁目２番26―201号　レジダンスアポロン
債務者　武隈タツ子
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５１１号
千葉市緑区誉田町１丁目139番地６　ヴェルドミールイマイ106号
債務者　麻生千惠子
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０号
富山県魚津市石垣431番地
債務者　石川　禮子
1　決定年月日時　平成24年６月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２４年（フ）第１１号
富山県黒部市山田683番地４
債務者　澤田美都子
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２４年（フ）第２２号
石川県羽咋市酒井町ユ108番地
債務者　山岸　良一
1　決定年月日時　平成24年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２４年（フ）第２７号
山梨県富士吉田市下吉田１丁目２番12号
債務者　向井ひろ子
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２４年（フ）第２８号
山梨県南都留郡西桂町下暮地598番地　県営西桂団地１―406
債務者　小俣　尋未
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後２時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２４年（フ）第２９号
山梨県上野原市秋山11992番地１
債務者　野上　　顯
1　決定年月日時　平成24年６月６日午前10時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係